

※ 本リリースは国土交通記者会・交通運輸記者会に配布しております。

2021年12月15日

理事長 清野 智

訪日外客数（2021年11月推計値）

～ 11月：20,700人、国際的な移動の制約続く ～

- 2021年11月の訪日外客数は20,700人であった。これは、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大防止策の一環として一部の例外を除いて国境をまたぐ往来が停止されていることによるもので、COVID-19の影響前の2019年同月比99.2%減に相当する。
- 2020年1月下旬以降のCOVID-19の拡大により、多くの国で海外渡航制限等の措置が取られ、日本においても検疫強化、査証の無効化等の措置が取られる中で、COVID-19の感染状況の変化により日本及び各国の措置は緩和・強化が繰り返されてきた。
- 入国制限や入国後の行動制限についてはワクチン接種の普及等を受けて緩和する国も増加していたが、新たなCOVID-19変異株（オミクロン株）の発生を受けて、複数の国・地域で再び強化する動きがある。日本においても、2021年10月以降、一部の国・地域からのワクチン接種証明書保持者の待機期間の短縮など入国後の行動制限の緩和や、一定条件下での新規入国の受入措置が取られていたが、11月30日以降、新たな変異株に対する水際措置強化のための緊急避難的対応として、これらの措置は当面1か月の間停止されている。訪日外客数は依然として低水準であるが、このような各国の出入国規制の変化や感染状況の変化を踏まえ、市場動向を引き続き注視していく必要がある。

* 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

* 月別推計値と2003年以降の訪日外客数は、下記リンク「訪日外客数の動向」参照のこと。

https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html

「月別推計値 (Excel)」、「国籍/月別 訪日外客数 (2003年～2021年) (PDF・Excel)」

* 最新の市場動向トピックスは下記リンク参照のこと。（※11・12月のトピックスは2022年1月末頃に掲載予定。）

https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/report.html

* 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

【お問い合わせ先】

企画総室 調査・マーケティング統括グループ

TEL : 03-5369-6020 E-MAIL : data@jnto.go.jp

2021年 訪日外客数・出国日本人数（対2019年比）

2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers（Compared to 2019）

日本政府観光局(JNTO)
Japan National Tourism Organization(JNTO)

2021年12月15日
15/Dec/2021

(単位: 人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2019	2021	伸率 Change %	2019	2021	伸率 Change %
1 Jan.	2,689,339 (2,345,029)	46,522 (547)	-98.3 (-100.0)	1,452,157	48,691	-96.6
2 Feb.	2,604,322 (2,341,479)	7,355 (266)	-99.7 (-100.0)	1,534,792	24,807	-98.4
3 Mar.	2,760,136 (2,411,650)	12,276 (374)	-99.6 (-100.0)	1,929,915	28,896	-98.5
4 Apr.	2,926,685 (2,640,569)	10,853 (740)	-99.6 (-100.0)	1,666,546	35,905	-97.8
5 May	2,773,091 (2,455,865)	10,035 (1,057)	-99.6 (-100.0)	1,437,929	30,121	-97.9
6 Jun.	2,880,041 (2,614,533)	9,251 (1,657)	-99.7 (-99.9)	1,520,993	30,666	-98.0
7 Jul.	2,991,189 (2,713,329)	51,055 (42,621)	-98.3 (-98.4)	1,659,166	43,184	-97.4
8 Aug.	2,520,134 (2,206,746)	25,916 (13,304)	-99.0 (-99.4)	2,109,568	66,051	-96.9
9 Sep.	2,272,883 (1,913,105)	17,720 (1,124)	-99.2 (-99.9)	1,751,477	52,366	-97.0
10 Oct.	2,496,568 (2,177,382)	*22,100	*-99.1	1,663,474	50,841	-96.9
11 Nov.	2,441,274 (2,145,425)	*20,700	*-99.2	1,642,333	*51,800	*-96.8
12 Dec.	2,526,387 (2,292,029)			1,712,319		
1~11 Jan.-Nov.	29,355,662 (25,965,112)	*233,800	*-99.2	18,368,350	*463,300	*-97.5
1~12 Jan.-Dec.	31,882,049 (28,257,141)			20,080,669		

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 訪日外客数のうち、2021年の*印の斜体部分は推計値、2019年の値は確定値である。

◆注4: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注5: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注6: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. We compared visitor arrivals figures for 2021 to those for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2019) and provisional (2021), while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 4. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 5. The figures in () represent the number of tourists among the total.

【参考】2021年 訪日外客数・出国日本人数（対2020年比）

【reference】2021 Visitor Arrivals & Japanese Overseas Travelers (Compared to 2020)

日本政府観光局(JNTO)

Japan National Tourism Organization(JNTO)

2021年12月15日

15/Dec/2021

(単位:人 / Unit: Persons)

	訪日外客数 Visitor Arrivals			出国日本人数 Japanese Overseas Travelers		
	2020	2021	伸率 Change %	2020	2021	伸率 Change %
1 Jan.	2,661,022 (2,287,755)	46,522 (547)	-98.3 (-100.0)	1,380,762	48,691	-96.5
2 Feb.	1,085,147 (898,976)	7,355 (266)	-99.3 (-100.0)	1,316,820	24,807	-98.1
3 Mar.	193,658 (119,645)	12,276 (374)	-93.7 (-99.7)	272,697	28,896	-89.4
4 Apr.	2,917 (776)	10,853 (740)	272.1 (-4.6)	3,915	35,905	817.1
5 May	1,663 (108)	10,035 (1,057)	503.4 (878.7)	5,539	30,121	443.8
6 Jun.	2,565 (226)	9,251 (1,657)	260.7 (633.2)	10,663	30,666	187.6
7 Jul.	3,782 (418)	51,055 (42,621)	1249.9 (10,096.4)	20,295	43,184	112.8
8 Aug.	8,658 (482)	25,916 (13,304)	199.3 (2,660.2)	37,137	66,051	77.9
9 Sep.	13,684 (497)	17,720 (1,124)	29.5 (126.2)	31,606	52,366	65.7
10 Oct.	27,386 (760)	*22,100	* -19.3	31,049	50,841	63.7
11 Nov.	56,673 (1,030)	*20,700	* -63.5	30,703	*51,800	*68.7
12 Dec.	58,673 (1,557)			33,033		
1~11 Jan.-Nov.	4,057,155 (3,310,673)	*233,800	* -94.2	3,141,186	*463,300	* -85.3
1~12 Jan.-Dec.	4,115,828 (3,312,230)			3,174,219		

◆注1: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2: 訪日外客数のうち、2021年の*印の斜体部分は推計値、その他の値は暫定値、2020年の値は確定値である。

◆注3: 訪日外客数及び*印の出国日本人数は法務省資料を基にJNTOが算出し、それ以外の出国日本人数は法務省資料を転記した数値である。

◆注4: ()内は、総数のうちの観光客数である。

◆注5: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。なお、上記の訪日外客には乗員は含まれない。

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. The figures for Visitor Arrivals are definitive (2020) and provisional (2021), while * stands for the preliminary ones, compiled and estimated by JNTO.

◆Note 3. The figures for Japanese Overseas Travelers are provided by the Ministry of Justice.

◆Note 4. The figures in () represent the number of tourists among the total.

2021年11月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2019年比）

Visitor Arrivals for Nov. 2021 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2019)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2019年 11月	2021年 11月	伸率(%)	2019年 1月～11月	2021年 1月～11月	伸率(%)
総数	Grand Total	2,441,274	20,700	-99.2	29,355,662	233,800	-99.2
韓国	South Korea	205,042	2,000	-99.0	5,336,638	17,800	-99.7
中国	China	750,951	3,200	-99.6	8,884,160	40,500	-99.5
台湾	Taiwan	392,102	400	-99.9	4,542,333	4,700	-99.9
香港	Hong Kong	199,702	100	-99.9	2,041,150	1,100	-99.9
タイ	Thailand	140,265	200	-99.9	1,154,041	2,500	-99.8
シンガポール	Singapore	65,295	100	-99.8	391,876	800	-99.8
マレーシア	Malaysia	64,987	100	-99.8	423,342	1,700	-99.6
インドネシア	Indonesia	37,213	700	-98.1	353,576	5,000	-98.6
フィリピン	Philippines	64,763	500	-99.2	531,572	5,400	-99.0
ベトナム	Vietnam	41,892	1,800	-95.7	464,445	26,200	-94.4
インド	India	14,863	1,600	-89.2	164,157	7,600	-95.4
豪州	Australia	48,327	200	-99.6	549,118	3,200	-99.4
米国	U.S.A.	148,993	1,400	-99.1	1,579,363	19,000	-98.8
カナダ	Canada	33,316	400	-98.8	340,130	3,500	-99.0
メキシコ	Mexico	6,494	50	-99.2	65,246	1,090	-98.3
英国	United Kingdom	37,709	500	-98.7	396,529	7,100	-98.2
フランス	France	24,290	300	-98.8	316,072	6,700	-97.9
ドイツ	Germany	19,525	300	-98.5	222,905	5,200	-97.7
イタリア	Italy	12,350	200	-98.4	151,573	3,500	-97.7
ロシア	Russia	13,142	300	-97.7	111,210	3,600	-96.8
スペイン	Spain	10,535	90	-99.1	122,948	2,960	-97.6
中東地域	Middle East	9,836	100	-99.0	89,606	2,700	-97.0
その他	Others	99,682	6,160	-93.8	1,123,672	61,950	-94.5

◆注1: 本資料では、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

◆注2: 本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注3: 上記の2019年の数値は確定値、2021年の数値は推計値である。

◆注4: 訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注5: 中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注6: 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国:162の国、地域(12月2日現在))

◆Note 1. We compared visitor arrivals figures for 2021 to those for 2019 to get rid of the effect of COVID-19.

◆Note 2. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 3. Above figures for 2019 are definitive, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 4. Visitor arrivals exclude permanent residents whose primary place of residence is in Japan and include travelers entering Japan for transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in visitor arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 5. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 6. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(162 countries or regions are subject to denial of landing as of December 2nd).

【参考】2021年11月 訪日外客数（JNTO推計値）（対2020年比）

[reference] Visitor Arrivals for Nov. 2021 (Preliminary figures by JNTO)(Compared to 2020)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2020年 11月	2021年 11月	伸率(%)	2020年 1月～11月	2021年 1月～11月	伸率(%)
総数	Grand Total	56,673	20,700	-63.5	4,057,155	233,800	-94.2
韓国	South Korea	2,825	2,000	-29.2	485,131	17,800	-96.3
中国	China	18,147	3,200	-82.4	1,050,891	40,500	-96.1
台湾	Taiwan	1,177	400	-66.0	693,501	4,700	-99.3
香港	Hong Kong	453	100	-77.9	345,733	1,100	-99.7
タイ	Thailand	1,035	200	-80.7	219,147	2,500	-98.9
シンガポール	Singapore	161	100	-37.9	55,152	800	-98.5
マレーシア	Malaysia	430	100	-76.7	76,273	1,700	-97.8
インドネシア	Indonesia	3,424	700	-79.6	74,402	5,000	-93.3
フィリピン	Philippines	1,704	500	-70.7	106,791	5,400	-94.9
ベトナム	Vietnam	14,730	1,800	-87.8	136,846	26,200	-80.9
インド	India	1,038	1,600	54.1	25,303	7,600	-70.0
豪州	Australia	255	200	-21.6	143,344	3,200	-97.8
米国	U.S.A.	1,091	1,400	28.3	217,959	19,000	-91.3
カナダ	Canada	134	400	198.5	53,182	3,500	-93.4
メキシコ	Mexico	57	50	-12.3	9,479	1,090	-88.5
英国	United Kingdom	304	500	64.5	50,671	7,100	-86.0
フランス	France	473	300	-36.6	42,653	6,700	-84.3
ドイツ	Germany	343	300	-12.5	29,489	5,200	-82.4
イタリア	Italy	131	200	52.7	13,538	3,500	-74.1
ロシア	Russia	671	300	-55.3	21,871	3,600	-83.5
スペイン	Spain	101	90	-10.9	11,607	2,960	-74.5
中東地域	Middle East	163	100	-38.7	7,702	2,700	-64.9
その他	Others	7,826	6,160	-21.3	186,490	61,950	-66.8

◆注1：本資料を引用される際は、出典名を「日本政府観光局(JNTO)」と明示してください。

◆注2：上記の2020年の数値は確定値、2021年の数値は推計値である。

◆注3：訪日外客数とは、法務省集計による出入国管理統計に基づき、算出したものである。訪日外客は、外国人正規入国者から、日本を主たる居住国とする永住者等の外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者のことである。駐在員やその家族、留学生等の入国者・再入国者は訪日外客に含まれる。
なお、上記の訪日外客には、乗員は含まれない。

◆注4：中東地域はイスラエル、トルコ、GCC6か国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート）を指す。

◆注5：新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化により、上陸拒否対象国からは特段の事情がない限り入国できない(上陸拒否対象国：162の国、地域(12月2日現在))

◆Note 1. If reproduced, your credit line to JAPAN NATIONAL TOURISM ORGANIZATION is mandatory.

◆Note 2. Above figures for 2020 are definitive, while figures for 2021 are the preliminary ones estimated by JNTO.

◆Note 3. Visitor arrivals exclude permanent residents whose primary place of residence is in Japan and include travelers entering Japan for transit.

Foreigners entering or re-entering Japan, such as expatriates and their families, and international students are included in visitor arrivals to Japan. Crew members are excluded.

◆Note 4. Middle East refers to Israel, Turkey, and the Gulf Cooperation Council countries (Saudi Arabia, UAE, Bahrain, Oman, Qatar, Kuwait).

◆Note 5. Foreigners who have stayed in countries or regions subject to denial of landing are denied permission to enter Japan unless there are exceptional circumstances.

(162 countries or regions are subject to denial of landing as of December 2nd).

地域別訪日旅行市場の概況

参考：日本政府は、2021年10月1日以降、有効なワクチン接種証明書の保持等を条件とした入国後の待機期間の短縮措置等（※）を実施し、11月8日以降、商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者及び長期間の滞在者について、一定の条件の下に新規入国を原則として認めることとしたが、11月30日以降、オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）に対する水際措置の強化のための緊急避難的対応として、予防的観点から当面1か月の間、これらの措置を停止することとした。

※ 一部の国から入国する場合、有効なワクチン接種証明書を保持し、かつ、入国後14日目までの自宅等での待機期間中、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査の陰性の結果を厚生労働省に届け出れば、残りの期間の自宅等での待機が不要となった。また、事前に業所管省庁の審査を受けた再入国の外国人、商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者等については、一部の国から入国する場合、有効なワクチン接種証明書を保持し、かつ、入国後14日目までの待機施設等での待機期間中、入国後3日目以降に改めて自主的に受けた検査の陰性の結果を厚生労働省に届け出れば、入国後4日目以降の残りの待機施設等での待機期間中、受入責任者の管理の下に活動計画書の記載に沿った活動が認められた。

注）当該「地域別訪日旅行市場の概況」においては、過去の数値との比較に当たっては、COVID-19の影響を避けるため、2019年実績との比較を行っている。

1. アジア

①東アジア

● 韓国は、2,000人（対2019年同月比99.0%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年12月3日以降、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び6日目の再検査等の対象となっている。

・ 韓国政府による日本への海外旅行の中止、延期を国民に要請する特別旅行注意報が引き続き発令されており、12月13日までと発表されている。自国民の日本からの入国については、出国前72時間以内に発給されたPCR検査陰性証明書の提示、入国後1日目のPCR検査の受検、10日間の自宅隔離及び隔離解除前の検査受検が義務づけられている。

・ 日本への直行便は、2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 中国は、3,200人（対2019年同月比99.6%減）であった。

・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・2020年4月21日以降、中国政府外交部より海外旅行自粛の指示が出されていることから、観光客の日本への渡航は実質的に不可能な状況が続いている。自国民の日本からの入国については、フライト搭乗前2日以内に実施したPCR検査と抗体検査(IgM抗体検査)の陰性証明の取得及び搭乗時の陰性証明書の提示、原則として14日間の施設での隔離等が求められている。

- ・日本への直行便は、2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- 台湾は、400人（対2019年同月比99.9%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・14日間待機等）、査証免除措置の停止の対象となっている。

- ・台湾における日本への渡航警戒レベルは不要不急の渡航自粛等が続いている。台湾人の日本からの入国については、入国時と14日間の防疫ホテル等での隔離期間終了時のPCR検査受検、隔離開始後10～12日目の抗原検査受検が求められている。

- ・日本への直行便は、2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

- 香港は、100人（対2019年同月比99.9%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年12月1日以降、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。

- ・香港政府による日本への海外渡航の自粛が要請されている。香港市民の日本からの入国については、12月3日に日本が「GroupB（中リスク国）」から、「GroupA（高リスク国）」に指定されたことにより、ワクチン完全接種を条件として、入国時に日本出発前72時間以内のPCR検査陰性証明書の提出、PCR検査等の受検及び21日間の指定ホテルでの隔離等が求められている。

- ・日本への直行便は 2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

② 東南アジア

- タイは、200人（対2019年同月比99.9%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国について、到着時のPCR検査受検、陰性証明書の所持、10日間の隔離等が義務付けられている。なお、11月1日以降、ワクチン接種完了者は、所定の条件

を満たせば隔離措置が免除される。

・日本への直行便は、2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● シンガポールは、100人（対2019年同月比99.8%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、出国前48時間以内及び入国時のPCR検査等受検、政府指定施設での7日間の隔離、隔離終了前の指定された日のPCR検査受検が義務付けられている。なお、ワクチン接種完了者は条件を満たせば指定施設に代えて自宅や自己手配ホテルでの隔離が可能になっている。

・日本への直行便は、2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● マレーシアは、100人（対2019年同月比99.8%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・マレーシア政府から出された活動制限令により日本への出国禁止が継続されているが、10月11日以降、ワクチン接種完了者の日本への渡航が許可された。自国民の日本からの入国については、マレーシアへの出発3日前のスワブ検査と入国時のPCR検査、10日間の隔離及び隔離施設退出2日前のPCR検査受検等が義務付けられている。ワクチン接種完了者は、隔離期間が7日間に短縮され、条件を満たせば指定施設に代えて自宅隔離が可能になっている。

・日本への直行便は、2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドネシアは、700人（対2019年同月比98.1%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・インドネシア政府により、自国民に対し出入国時のワクチン接種証明書の提示が求められている。原則として自国民の日本からの入国については、PCR検査の陰性証明書の提出及び到着時と到着後9日目のPCR検査受検と10日間の政府指定ホテルでの隔離が義務付けられ、入国後14日目までの自己隔離が推奨されている。

・日本への直行便は、2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フィリピンは、500人（対2019年同月比99.2%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機（有効なワクチン接種証明書を保持している者は除く）、入国後3日目の再検査等の対象となっている。
- ・ 自国民の日本からの入国については、入国後14日間の隔離が義務付けられている。入国後7日間は指定ホテルでの隔離となり、PCR検査を受検し、陰性の場合には自宅等に移り、入国から14日目までの自宅隔離が必要となっている。なお、ワクチン接種完了者は、出国前72時間以内のPCR検査の結果が陰性であれば、入国後3日間は指定ホテルでの隔離となり、PCR検査を受検し、陰性の場合には自宅等に移り、入国から14日目までのセルフモニタリングが、出国前72時間以内のPCR検査の結果未提出であれば、入国後5日間は指定ホテルでの隔離となり、PCR検査を受検し、陰性の場合には自宅等に移り、入国から10日目まで自主隔離となる。
- ・ 日本への直行便は、2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ベトナムは、1,800人（対2019年同月比95.7%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。
- ・ 自国民の日本からの入国については、陰性証明書等の提出と入国後14日間の集中隔離及びその後の14日間、自宅・居住地での健康観察、外出の差し控え等を行うこととされているが、隔離期間終了後の扱いについては、勤務先又は居住先の省・市によって異なる。一方、2021年9月以降の一部路線では、一定の条件を満たしたワクチン接種者について、集中隔離期間を7日間、その後の健康観察期間を7日間としている。
- ・ 日本への直行便は 2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● インドは、1,600人（対2019年同月比89.2%減）であった。

- ・ COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年12月5日以降、カルナータカ州など一部の州が、順次、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。
- ・ インド政府から、引き続き、日本への海外旅行の延期勧告が出されている。自国民の日本からの入国については、自宅等での14日間の隔離等（PCR検査の陰性証明を出国前72時間以内に取得すれば14日間のセルフモニタリングの実施のみ）が必要となる。
- ・ 日本への直行便は、観光目的以外の人的往来を可能とする二国間協定等による臨時便を除

き、2021年12月も引き続き運休となっている。

2. 豪州、北米

● 豪州は、200人（対2019年同月比99.6%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による検疫強化（検査・14日間待機等）、査証免除措置停止の対象となっている。なお、2021年12月3日以降、ニューサウスウェールズ州など一部の州が、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び入国後6日目の再検査等の対象となっている。また、2021年12月8日以降、首都特別地域が、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。
- ・ 豪州政府により日本への渡航は十分注意とされ申請が必要となるが、ワクチン接種完了者の渡航禁止は撤廃され申請なしでの海外渡航が可能となった。自国民の日本からの入国については、フライト出発予定時刻の72時間以内のPCR検査受検及び空港での陰性証明書の提示と指定された施設における14日間の隔離が義務付けられている。
- ・ 日本への直行便は、2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● 米国は、1,400人（対2019年同月比99.1%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14日間待機等）の対象となっている。なお、2021年12月4日以降、カリフォルニア州など一部の州が、順次、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。
- ・ 米国政府により、日本への渡航はレベル3の「渡航の再検討」とされている。自国民の日本からの入国については、出国前24時間以内に取得した陰性証明書の提示が義務付けられているほか、帰国後、3~5日後にPCR検査を受検のうえ自宅等での7日間の自己隔離、PCR検査を受検しない場合は10日間の自己隔離が求められている。なお、ワクチン接種完了者は隔離不要となるが、3~5日後のPCR検査で陽性となった場合には隔離が求められる。
- ・ 日本への直行便は、2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● カナダは、400人（対2019年同月比98.8%減）であった。

- ・ COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14日間待機等）の対象となっている。なお、2021年12月1日以降、オンタリオ州など一部の州が、順次、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保

する宿泊施設での待機、入国後 3 日目の再検査等の対象となっている。

・カナダ政府により旅行前のワクチン接種が要請されており、国内で鉄道・飛行機を利用する 12 歳以上の人にはワクチン接種が義務付けられている。自国民の日本からの入国については、出国前 72 時間以内に取得した陰性証明書の提示、上陸時の PCR 検査の受検、8 日目の PCR 検査再受検、14 日間の隔離等が義務付けられている。なお、政府指定のワクチンを入国 14 日前以前に 2 回接種済みの場合、8 日目の PCR 検査再受検、14 日間の隔離が不要となるが、上陸時の PCR 検査の結果が出るまでは、自主隔離が必要になる。

・日本への直行便は、2021 年 12 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● メキシコは、50 人（対 2019 年同月比 99.2%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14 日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。

・日本への直行便は、2021 年 12 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

3. 欧州

● 英国は、500 人（対 2019 年同月比 98.7%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14 日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021 年 12 月 1 日以降、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後 3 日目及び入国後 6 日目の再検査等の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、旅行を開始する日の 3 日前以降の PCR 検査の受検と渡航前及び到着時の陰性証明書の提示が義務付けられるとともに、入国後 2 日目以前及び 8 日目以降の PCR 検査受検、10 日間の隔離等が求められている。なお、入国後 5 日目の任意の PCR 検査の受検により陰性であれば、自己隔離の早期終了が可能となる。また、英国及び英国がワクチン接種証明を受け入れている国・地域にてワクチン接種を完了した者は、旅行を開始する日の 3 日前以降の PCR 検査の受検と渡航前及び到着時の陰性証明書の提示、10 日間の隔離及び入国後 8 日目以降の PCR 検査受検が免除されるが、入国後 2 日目以前の検査で結果が陰性になるまでの間、自主隔離が必要になる。

・日本への直行便は、2021 年 12 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● フランスは、300 人（対 2019 年同月比 98.8%減）であった。

・COVID-19 の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14 日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021 年 12 月 1 日以降、水際対策上特に対応

すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。

- ・フランス政府により、長距離の公共交通手段の利用には衛生パスポートの提示が義務付けられている。自国民の日本からの入国については、出発72時間前以内のPCR検査陰性証明書又は抗原検査陰性証明書の提出が求められているが、ワクチン接種済みの者に関してはこれらの提出が不要となる。

※ 「衛生パスポート」とは、フランス政府が定める証明書で、ワクチン接種証明、陰性証明、6か月以内のコロナ罹患からの快復証明のいずれかをいう。

- ・日本への直行便は、2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● ドイツは、300人（対2019年同月比98.5%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年12月3日以降、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び入国後6日目の再検査等の対象となっている。

- ・自国民の日本からの入国については、入国前48時間以内の抗原検査受検及び陰性証明書の提示、入国前72時間以内のPCR検査受検及び陰性証明書の提示、ワクチン接種証明書又は快復証明書の提示のいずれかが義務付けられている。

- ・日本への直行便は、2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● イタリアは、200人（対2019年同月比98.4%減）であった。

- ・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、2021年12月1日以降、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目及び入国後6日目の再検査等の対象となっている。

- ・長距離鉄道と航空機利用の場合、グリーン証明が必要となる。自国民の日本からの入国については、入国前72時間以内に実施したスワブ検体による抗原検査又はPCR検査の陰性証明提示等が義務付けられている。なお、入国前72時間以内に実施したスワブ検体による抗原検査又はPCR検査の陰性証明の提示に加えて、ワクチン接種証明書又は治癒証明書が提示できない場合、5日間の隔離及び隔離期間終了時の検査受検が必要となる。

※ 「グリーン証明書」とは、イタリア政府が定める証明書で、指定のワクチンを規定回数接種し14日以上が経過していることを示す証明書、COVID-19から治癒し隔離を終了したことを示す証明書、イタリア入国前48時間以内のPCR検査又は抗原検査の陰性証明書のいずれかをいう。

・日本への直行便は、2021年12月も引き続き運休となっている。

● ロシアは、300人（対2019年同月比97.7%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、モスクワ市など一部の州が、水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等、検疫強化の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、入国後3日以内にPCR検査を受検し、政府ポータルサイトから結果を報告する必要がある。ただし、ロシア国内において12カ月以内にワクチンを接種済又は6カ月以内にCOVID-19から回復済であれば、これを証明する書類をサイトに登録することで、PCR検査の陰性結果に替えることができる。

・日本への直行便は、2021年12月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

● スペインは、90人（対2019年同月比99.1%減）であった。

・COVID-19の拡大により、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。また、2021年12月2日以降、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となっている。

・自国民の日本からの入国については、ワクチン接種証明書の提示、入国前72時間以内のPCR検査受検及び陰性証明書の提示、入国前48時間以内の抗原検査受検及び陰性証明書の提示の提示、快復証明書のいずれかの提示等が必要となる。

・日本への直行便は、2021年12月も引き続き運休となっている。

4. 中東地域

● 中東地域は、100人（対2019年同月比99.0%減）であった。

・COVID-19の拡大により、中東地域各国も、日本政府による上陸拒否、検疫強化（検査・14日間待機等）、査証の効力停止等の対象となっている。なお、トルコは、水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域として、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機（有効なワクチン接種証明書を保持している者を除く）、入国後3日目の再検査等の対象となっている。また、水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域として、アラブ首長国連邦、サウジアラビアは2021年12月4日以降、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入国後3日目の再検査等の対象となり、イスラエルは2021年12月1日以降、当分の間、検疫所が確保する宿泊施設での待機、入

国後 3 日目及び入国後 6 日目の再検査等の対象となっている。

- ・ アラブ首長国連邦及びトルコを除く中東地域各国で日本への渡航が引き続き規制されている。なお、サウジアラビアではワクチン第 2 接種完了又は第 1 接種から 14 日以上経過している人の海外旅行が解禁になるなど、一部の国では条件を満たせば出国規制が緩和されている。
- ・ 自国民の日本からの入国については、中東地域各国で、一定期間の隔離、PCR 検査受検、陰性証明書の提出、指定アプリのダウンロード等、入国制限や入国後の行動制限が設けられている。なお、カタールではカタール国内で承認されているワクチンの接種完了者は 2 回目のワクチン接種 14 日後から 3 か月以内で入国時の PCR 検査が陰性であれば入国後の隔離が免除されるなど、一部の国では条件を満たせば入国制限や入国後の行動制限が緩和されている。
- ・ 日本への直行便は、2021 年 12 月も引き続き大幅な運休・減便となっている。

(2021 年 12 月 8 日現在)